

③レクリエーション、趣味活動

ご契約者の希望により、季節の行事、レクリエーションや趣味活動に参加して
いただくことができます。

料金 材料費代、お弁当代等の実費

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を
必要とする場合には実費をご負担いただく場合もあります。 1枚につき 30円

⑤日常生活上必要となる諸費実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担い
ただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

おむつ代 1枚120円 パット1枚20円

(3) 利用料のお支払い方法 【契約書第8条参照】

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合
計金額をお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記の金融機関からの引き落とし

北都銀行、

郵便局口座、

秋田たかのす農業協同組合、

秋田県信用組合

※引き落とし日は毎月15日に行い、前月分請求となります。

15日が土日・祝祭日の場合は、翌日または翌々日の引き落としになります。

(4) 利用の中止、変更、追加 【契約書第9条参照】

・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされ
た場合、取り消し料として、料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご契約者
の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

※利用予定日の前日までに申し出があった場合

無料

※利用予定日の前日までに申し出がなかった場合

当日の利用料金の10%

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防・総合事業サービスの利用日の
変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサー
ビスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

(5) 事故発生時の対応

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供等で事故が発生した場合は、速
やかに市町村、利用者の家族等関係事業所に連絡すると共に、協力医療機関並びに
嘱託医に連絡する等の必要な措置を講じます。

また火災、自然災害、事件等のあらゆる危機に対し、利用者、職員の生命及び健
康を守ることを最優先に必要な措置を講じ、的確かつ迅速に対応・対策をします。